

## 【参考1】改正気候変動適応法の概要

- 政府による熱中症対策実行計画の策定  
関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に政府一体となった熱中症対策を推進するため、現在、法律上の位置付けのない政府の熱中症に関する計画を熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ
- 熱中症特別警戒情報の発表及び周知  
他の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が講じられるよう、現在、法律上の位置付けのない熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置付けるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、新たに一段上の熱中症特別警戒情報を創設
- 指定暑熱避難施設制度の創設  
暑さをしのぐ場を確保し、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するため、公民館等の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（いわゆるクーリングシェルター）として、市区町村長が新たに指定し、当該指定暑熱避難施設は熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放
- 熱中症対策普及団体の指定  
地域の実情に合わせた普及啓発により、高齢者等の熱中症弱者の予防行動を徹底するため、熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPO等の民間団体等を熱中症対策普及団体として、市区町村長が新たに指定
- 独立行政法人環境再生保全機構への業務追加  
独立行政法人環境再生保全機構の関連業務に熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理や分析等の業務及び地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等の業務を追加

参考 URL：「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について」（令和5年2月28日環境省報道発表）

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01231.html](https://www.env.go.jp/press/press_01231.html)

## 【参考2】 熱中症対策実行計画について（添付資料1）

参考 URL：熱中症対策実行計画及び気候変動適応計画（一部変更）の閣議決定について  
（令和5年5月30日環境省報道発表）

[https://www.env.go.jp/press/press\\_01675.html](https://www.env.go.jp/press/press_01675.html)

### ○熱中症対策実行計画のポイント

- 計画目標：2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減
- 計画期間：おおむね5年間
- 推進体制：環境大臣を議長、関係府省庁の局長級を構成員とする熱中症対策推進会議において施策を推進
- 関係者（国・地方公共団体・事業者・国民）それぞれの役割を明記
- 熱中症対策の具体的施策
  - ・普及啓発・情報提供の強化。政府一体となり、地方公共団体、民間事業者を巻き込んだ熱中症予防強化キャンペーンを実施
  - ・節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけを実施
  - ・高齢者等の熱中症弱者のための対策につき、福祉等関係団体や孤独・孤立対策に取り組む団体との連携により見守り・声かけを強化
  - ・学校や職場、スポーツ、災害発生時等の場での管理者による熱中症対策や、管理者がいないことが多い農作業場等での熱中症対策を強化
  - ・地方公共団体については、
    - 首長のリーダーシップの下で、地方公共団体内の部局の役割を明確にし、連携・協力して、必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。
    - 指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定の働きかけ
    - 熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等民間団体を熱中症対策普及団体として指定する等、熱中症弱者に対し見守り・声かけの強化
    - 熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、研修会の実施
  - ・極端な高温発生時の対応としては、熱中症特別警戒情報の指針等を策定し、特別警戒情報の発表・周知と、熱中症弱者の安否確認等の方策につき、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等も参考に検討

## ○熱中症対策実行計画（地方公共団体に係る主要関連部分抜粋）

### はじめに

（略）

極端な高温による大きな被害は既に世界で発生している。令和3年6月にカナダ西部にて49.6℃を記録したほか、令和4年にも欧州各地で熱波が発生し、多くの方が亡くなる等甚大な健康被害が生じた。これらの事例は、高緯度の広い範囲で発生していること、冬季に氷点下を記録するような寒冷地であっても熱波が起こり得ること、広域的に救急医療等の対応能力の限界を超えるおそれがあることを念頭においた熱中症対策が必要なことを示唆している。

（略）

## 第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

### 3. 関係者の基本的役割

#### （2）地方公共団体の基本的役割

都道府県は、国と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う熱中症対策に関する事務又は業務の実施を助け、広域的な熱中症対策を推進するよう努める。市町村は、国及び都道府県と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域における自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進するよう努める。また、地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解を醸成し、それぞれの主体による熱中症予防行動の促進を図る。

## 第2章 熱中症対策の具体的な施策

### 4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要である。このような活動を行う主体である地方公共団体等の地域の取組を進めていくため、先進的な取組を共有・活用しつつ、全ての関係組織や機関が連携し、一体となって対策を進める。

この際、改正適応法により、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設及び熱中症対策普及団体等の制度が創設されたことを踏まえ、熱中症警戒情報等の一層の活用を促すとともに、地方公共団体等における暑さを避ける場所の確保や高齢者等の見守り、声かけ等の対策を推進することが重要である。また、全国で熱中症対策を強化し、地域ごとの取組の偏在をなくすよう、環境再生保全機構においては、地域における熱中症対策に関する優良事例を収集、周知等により熱中症対策の底上げを図り、地方公共団体等による地域における熱中症対策の強化を支援していくこととする。

#### 【具体的な施策】

##### （1）地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

- 地方公共団体内における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。＜関係府省庁＞

（略）

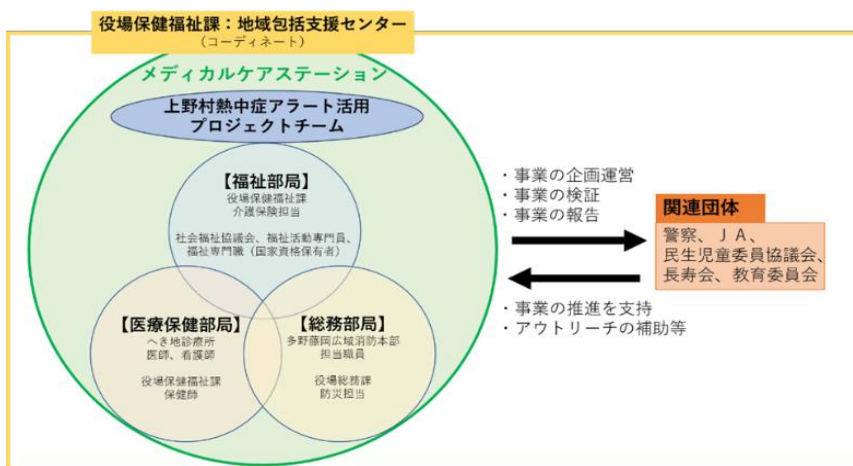
### 【参考3】組織体制の構築に係る先進事例（「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」抜粋）

※地域における熱中症対策の先進的な取組事例集

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_rma\\_moe.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php)

#### <群馬県上野村>

- ・ 庁内3部局が中心となり、関連団体がフォローする体制を構築。
- ・ 保健福祉課の介護保険担当がリスク評価、データ分析及び社会福祉協議会の活動をフォロー
- ・ 社会福祉協議会の福祉活動専門員や福祉専門職が広報活動、スクリーニングシート記入（訪問ヒアリング）、筋力トレーニング提供、ピンポイント支援を担当
- ・ 保健福祉課の保健師が熱中症予防に資するテレビ番組作成、データ分析、医学的助言
- ・ 総務課の防災担当がデータ提供、村内放送担当



#### <鳥取県鳥取市>

- ・ 庁内システム（庁内掲示板）で熱中症警戒アラートの発表情報等を各部署に通知。これを受け、各部署より関係機関、関係施設及び住民に対し、熱中症予防についての注意喚起を行う。
- ・ 庁内熱中症対策会議を開催（4月）し、年度中に各課が計画している熱中症対策等の情報共有や、公共施設をはじめとする市内クールシェルターの取組の拡大に向けた連携の強化を行う。
- ・ 市内各公共機関や民間の集客施設の協力によるクールシェルター施設の充実を図り、官民連携による市内全体での熱中症予防啓発に取り組む。
- ・ 熱中症の予防対策を呼びかける啓発動画（市保健師が出演）を作成し、セミナーやサロン等の健康教育の場で活用するほか、観光施設等のデジタルサイネージでの活用、テレビCM放送を行い、各分野における熱中症予防啓発を行う。
- ・ 高齢者等に対しては、地域包括支援センターによる訪問や健康教育等の場での予防対策を図る。モデル事業の取組では、民生委員の協力を得て、独居高齢者に対する温湿度計を活用した声掛け、熱中症予防の行動変容を目指す。

令和5年度 鳥取市熱中症予防対策の推進に係るモデル事業

本市の課題

- 鳥取県の人口10万人当たりの熱中症の搬送者数は、2022年8月は全国平均16.05人に対し、**最多の31.62人**であった。
- 熱中症搬送者数の半数が**高齢者、特に住居内による発症が多い**。
- コロナ禍でクールシェルターの取組が休止、交流の再開にあたって関係機関との連携や新たなPRが必要。

これまでの取組

- 各部署における熱中症予防対策の取組
  - ・熱中症警戒アラート発表時 関係機関、関係施設（住民）、公式LINEや防災無線による熱中症予防の注意喚起
- チラシ、ポスター、市報、ラジオCM等による啓発
- 高齢者世帯へ訪問時熱中症予防の注意喚起を行う
- MAPによるクールシェルターの紹介

取組の更新

■独居高齢者の屋内における熱中症対策

- 室内での熱中症リスクを認識し、リスク低減の行動につなげる
- ①温湿度計とアンケートの活用  
温湿度計とアンケートの組合せでリスクを再認識
- ②7日間アンケートの活用で  
毎日の習慣付けによる行動変容
- 民生委員等の訪問（声かけ）による注意喚起
- ①民生委員や市保健師等の訪問により、独居の方のリスク把握
- ②直接的な声掛けによる注意喚起

■クールシェルター取組強化

- 新規クールシェルター施設募集
- 新ステッカーの配付
- 利用を促すサービス等記載



■熱中症予防対策啓発動画の作成

高齢者向け・一般の方向けの動画を作成  
→セミナーや高齢者のサロン、観光施設等で活用

継続に向けた展開

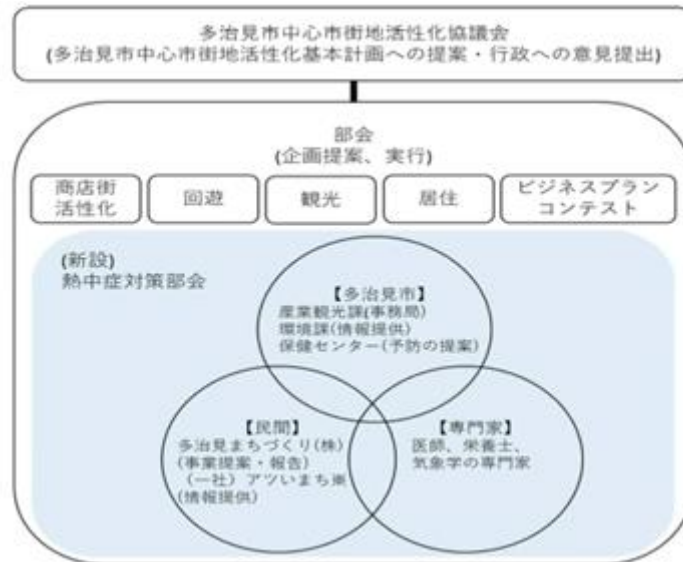
- クールシェルターの取組強化  
参加事業者の再募集による事業者との連携、新たな取組の検討  
観光関係施設等、庁内連携の再構築

- 高齢者の屋内における熱中症対策  
アンケート結果の検証による  
民生委員等高齢者支援団体との連携、取組の検討



<岐阜県多治見市>

- ・既存の組織体制を活用し、令和3年度に産業観光課、環境課、保健センター等といった関係部局と多治見まちづくり株式会社による多治見市中心市街地活性化協議会傘下の熱中症対策部会を立ち上げ。
- ・中心市街地を主とした市内の熱中症対策の事業について情報共有や新規事業の立ち上げのための検討会を行い、熱中症予防事業計画の策定及び予算化を実施。



東莞き日本の記録を持つ熊谷市（埼玉県）及び浜松市（静岡県）並びに過去に日本一の記録を保持していた四万十市（高知県）、多治見市（岐阜県）及び山形市（山形県）の民間団体で構成

※令和3年度の組織

## <神奈川県川崎市>

- 令和4年度までは、環境部局が事務局を務める「気候変動適応ワーキング（WG）」を活用し、その中で適応策の一つである熱中症対策についても、健康福祉部局、消防局をはじめとする関係部局と連携して普及啓発を行うとともに、情報共有、意見交換等を行った。
- 令和5年度は、「気候変動適応 WG」を解消し、新たに「気候変動適応法改正に伴う熱中症対策検討ワーキング（WG）」を立ち上げ、気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策（例えば、熱中症特別警戒情報の周知や暑熱避難施設・熱中症対策普及団体の指定）について関係部局と検討を行う予定である。

川崎市環境行政・温暖化対策推進会議（各局局長級）

川崎市環境行政・温暖化対策推進会議幹事会（各局企画課長）

**気候変動適応WG**（課長級）

環境局（局企画課、◎脱炭素戦略推進室、◎環境総合研究所【気候変動情報センター】）

総務企画局（危機管理本部）

◎：事務局

健康福祉局（保健医療政策部（健康増進担当、感染症対策担当、地域医療担当））

建設緑政局（局企画課、みどり・多摩川協働推進課、道路整備課、施設維持課、河川課）

7区役所（区企画課）

上下水道局（経営戦略・危機管理室）

消防局（救急課）

教育委員会事務局（教育政策室）



#### 【参考4】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_pr.php#manual](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual)

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/enzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/nechu.html)

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>